

防衛省訓令第64号

特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）第12条第1項の規定に基づき、並びに特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）、同令及び特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）を実施するため、特定秘密の保護に関する訓令を次のように定める。

平成26年12月4日

防衛大臣 江渡 聡徳

特定秘密の保護に関する訓令

改正 平成27年10月 1日省訓第 39号

平成30年 1月31日省訓第 2号

平成30年 3月30日省訓第 27号

令和元年12月11日省訓第 28号

令和 2年 4月 1日省訓第 27号

令和 3年 6月30日省訓第 35号

令和 4年 3月18日省訓第 24号

令和 4年 3月30日 省訓第 40号

令和 5年 6月30日 省訓第 62号

令和 5年12月27日 省訓第117号

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 特定秘密の保護（第 3 条—第 1 1 条）

第 3 章 特定秘密の指定等

第 1 節 指定（第 1 2 条—第 1 4 条）

第 2 節 特定秘密管理者が講ずる措置（第 1 5 条—
第 1 8 条）

第 4 章 特定秘密文書等の作成等

第 1 節 作成（第 1 9 条・第 2 0 条）

第 2 節 運搬、交付及び伝達（第 2 1 条—第 2 6 条
）

第 3 節 保管等（第 2 7 条）

第 4 節 廃棄その他の取扱い（第 2 8 条—第 3 0 条
）

第5節 検査（第31条・第32条）

第5章 他の行政機関への交付等

第1節 他の行政機関への交付等（第33条・第34条）

第2節 適合事業者への交付等（第35条—第37条）

第3節 外国政府等への交付等（第38条）

第4節 その他公益上の必要による交付等（第39条）

第6章 雑則（第40条—第49条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、防衛省本省（以下単に「本省」という。）における特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（以下「法」という。）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）の保護に関し必要な措置を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定秘密取扱職員 法第11条の規定に基づき特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされている者のうちから、防衛大臣が指定した特定秘密又は他の行政機関の長から本省に対して提供された特定秘密の取扱いの業務を行わせることとされた職員をいう。
- (2) 特定秘密文書等 特定秘密である情報を記録する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）若しくは物件又は当該情報を化体する物件をいう。
- (3) 携帯型情報通信・記録機器 携帯電話、携帯情報端末、映像走査機、写真機、録音機その他の通話、記録等の機能を有する機器をいう。
- (4) 特定秘密電磁的記録 特定秘密である情報を記録

する電磁的記録をいう。

- (5) 可搬記憶媒体 防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）第2条第5号に規定する可搬記憶媒体をいう。
- (6) 特定行政文書ファイル等 特定秘密である情報を記録した文書、図画又は電磁的記録が含まれる行政文書ファイル等（防衛省行政文書管理規則（平成23年防衛省訓令第15号）第2条第2号に規定する行政文書ファイル等をいう。）をいう。
- (7) 内閣保全監視委員会 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（以下「運用基準」という。）Ⅴ第1項第2号に規定する内閣保全監視委員会をいう。
- (8) 内閣府独立公文書管理監 内閣府本府組織令（平成12年政令第245号）第1条に規定する独立公文書管理監をいう。
- (9) 適合事業者 物件の製造又は役務の提供を業とする者で、特定秘密の保護のために必要な施設設備を

設置していることその他特定秘密の保護に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第13条に規定する基準に適合するものをいう。

- (10) 契約担当官等 防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第2条に規定する契約担当官等をいう。

第2章 特定秘密の保護

（特定秘密管理者）

第3条 機関等ごとに、特定秘密の保護に関する業務を管理する者（以下「特定秘密管理者」という。）1名を置く。

- 2 この訓令において「機関等」とは、次の表の左欄に掲げるものをいい、当該機関等の特定秘密管理者は、同表の右欄に掲げる者とする。

機関等	特定秘密管理者
官房各局	官房長又は局長
防衛大学校	防衛大学校長
防衛医科大学校	防衛医科大学校長

防衛研究所	防衛研究所長
統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊	統合幕僚長
陸上自衛隊（自衛隊情報保全隊、自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部を含む。）	陸上幕僚長
海上自衛隊（海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）	海上幕僚長
航空自衛隊（航空幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）	航空幕僚長
情報本部	情報本部長
防衛監察本部	防衛監察監
地方防衛局	地方防衛局長

- 3 前項の規定にかかわらず、防衛大臣は、同項の表の右欄に掲げる者に特定秘密の保護に関する業務を管理させることができない場合には、同欄に掲げる者に準

ずる者を特定秘密管理者として指名することができる。

(特定秘密管理者の責務)

第4条 特定秘密管理者は、運用基準Ⅱ第2項各号に掲げる措置及びこの訓令に規定する措置を適切に実施するため、自らが特定秘密の保護に関する業務を管理する機関等において特定秘密の取扱いの業務を行うこととされた職員に対し、必要な指導を行わなければならない。

(特定秘密管理者を補助する者等)

第5条 特定秘密管理者は、自らが特定秘密の保護に関する業務を管理する機関等において特定秘密の取扱いの業務を行うこととされた職員のうちから特定秘密の保護に関する業務の管理を補助する者（以下「特定秘密管理者補」という。）を指名し、当該管理（第12条第1項、第13条第1項、第14条、第33条第1項、第35条第2項、第38条第1項及び第39条第1項の規定に基づく行為を除く。）を補助させることができる。

2 特定秘密管理者は、特定秘密の保護措置に関する業務の管理を円滑に実施するため、次に掲げる業務を行わせる職員（以下「保護業務担当者」という。）を指名するものとする。

(1) 第20条第1項及び第3項の規定に基づく記載等

(2) 第21条の規定に基づく運搬

(3) 第23条第3項の規定に基づく確認及び同条第6項の規定に基づく記載

(4) 第25条第2項の規定に基づく確認

(5) 第27条第1項の規定に基づく保管及び同条第2項の規定に基づく記載

(6) 第28条第6項の規定に基づく記載

3 前項に規定する保護業務担当者を指名するに際しては、当該保護業務担当者が担当する部署を特定し、当該部署ごとに2名以上の職員を指名するものとする。その際、当該職員のうちから責任者1名を指名し、当該部署における保護業務担当者の業務を総括させるものとする。

(教育)

第6条 特定秘密管理者は、自らが特定秘密の保護に関する業務を管理する機関等に所属する職員に対し、特定秘密の保護に関する必要な知識の習得及び意識の高揚を図るため、年1回以上、必要な教育を行うものとする。

2 前項の規定によるもののほか、特定秘密管理者は、自らが特定秘密の保護に関する業務を管理する機関等に所属する職員に、新たに特定秘密の取扱いの業務に従事させる必要が生じた場合には、当該取扱いの業務を行わせる前に、必要な教育を行うよう努めるものとする。

3 防衛大臣は、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、事務次官、防衛審議官、特定秘密管理者その他必要と認める者に対する教育を、防衛大臣が指名した特定秘密管理者に行わせるものとする。

(保護措置)

第7条 特定秘密の取扱いの業務を行う職員は、当該特

定秘密に係る特定秘密取扱職員以外の者に当該特定秘密又は当該特定秘密を記録若しくは化体する特定秘密文書等を奪取され、又は破壊されないよう努めなければならない。

- 2 特定秘密管理者は、特定秘密の保護のために必要な施設設備を整備するものとする。

(特定秘密取扱職員の範囲の決定)

第8条 本省における特定秘密取扱職員の範囲は、第12条第2項の規定に基づき、防衛大臣が特定秘密の指定を行う際に、当該特定秘密を取り扱うことができるものとして定めた官職又は部署とする。ただし、特定秘密管理者が特定秘密の保護に関する業務の管理を行う機関等にあつては、当該特定秘密管理者に特定秘密を取り扱うことができる官職又は部署を定めさせることができる。

- 2 前項の規定に基づき定められる官職又は部署は、必要最小限のものでなければならない。

- 3 特定秘密管理者は、特定秘密の指定がなされた後に

、状況の変化等によって特定秘密取扱職員の範囲を変更する必要が生じたときは、変更の効力が発生する日を特定して行うものとする。

4 特定秘密管理者は、第1項の規定に基づき定められた官職にある者又は部署での勤務を命じられた者であって、法第11条の規定に基づき特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされている者のうちから、特定秘密取扱職員を指名するとともに、指名された者の名簿を作成するものとする。

5 前項に規定する名簿を作成した後、特定秘密取扱職員の範囲の変更、人事異動その他の事由により特定秘密取扱職員として指名する者の変更等を行う必要があるときは、当該変更等の効力が発生する日に当該名簿を更新するものとする。

6 前各項の規定にかかわらず、他の行政機関の長が指定した特定秘密に係る特定秘密取扱職員の範囲は、法第6条第2項の規定に基づく協議の結果を踏まえて防衛政策局長が定める要領に従い、当該特定秘密を取り

扱うこととされた特定秘密管理者が定めるものとする。

(立入りの制限)

第9条 特定秘密管理者は、本省が管理する施設内であって、特定秘密の取扱いが行われる場所について、特定秘密の保護上必要があると認めるときは、当該場所への立入りを制限するものとする。

2 前項の規定により、立入りが制限された場合には、当該施設を管理する特定秘密管理者、当該施設を使用する特定秘密管理者又は特定秘密を管理する特定秘密管理者は、その場所に立ち入ってはならない旨の掲示を行うとともに、立入りの制限に必要な措置を講じなければならない。

(機器の持込みの制限)

第10条 本省が管理する施設内であって、特定秘密管理者が管理する特定秘密の取扱いが行われる場所において、当該施設を管理する特定秘密管理者、当該施設を使用する特定秘密管理者又は特定秘密を管理する特定秘密管理者は、次に掲げる場所その他必要と認める

場所について、携帯型情報通信・記録機器の持込み（以下この条において「機器持込み」という。）を制限するものとする。

- (1) 前条の規定により立入りが制限された場所
- (2) 日常的に特定秘密を取り扱う執務室（障壁等により物理的に隔離した区画においてのみ特定秘密を取り扱う場合には当該区画に限る。）
- (3) 特定秘密を取り扱う会議を実施する会議室（当該会議の実施中に限る。）
- (4) 特定秘密を保管する保管施設

2 特定秘密管理者は、前項の規定に基づき機器持込みの制限を行った場合には、その旨を外形上明らかにするとともに、当該持込みの制限に必要な措置を講ずるものとする。

（電子計算機の使用の制限）

第11条 特定秘密電磁的記録は、特定秘密管理者が認めた電子計算機以外のもので取り扱ってはならない。

2 特定秘密電磁的記録は、可搬記憶媒体に格納するも

のとする。ただし、特定秘密管理者が電子計算機に格納することを認めた場合は、この限りでない。

- 3 前項の規定に基づき特定秘密電磁的記録を可搬記憶媒体又は電子計算機に格納するときは、所定の暗号による秘匿措置その他必要と認める保護措置を講じなければならない。ただし、当該保護措置を講ずることにより職務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあり、特定秘密管理者がやむを得ないと認める場合に限り、当該保護措置を講ずることを要しない。

第3章 特定秘密の指定等

第1節 指定

(指定)

- 第12条 特定秘密管理者（官房長、局長及び統合幕僚長に限る。）は、特定秘密に該当する情報が認められる場合には、運用基準Ⅱ及びⅢに定めるところにより、次に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録の案を作成し、防衛大臣に報告しなければならない。

- (1) 指定に係る情報（以下「対象情報」という。）
- (2) 指定の理由（一定の条件が生じた場合に指定を解除すべき情報である場合には、当該条件を含む。）
- (3) 指定の有効期間（5年を超えないものに限る。）
及びその満了する年月日
- (4) 指定に係る特定秘密の概要
- (5) 運用基準Ⅱ第1項第1号の事項の細目のいずれに関するものであるかの別
- (6) 法第3条第2項の規定に基づき講ずる措置が同項各号のいずれの措置であるかの別
- (7) 当該指定に係る特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職
- (8) 当該指定に係る特定秘密を取り扱わせることができる官職又は部署
- (9) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 防衛大臣は、前項に規定する書面又は電磁的記録の案が適切であると認めるときは、当該書面又は電磁的記録の案に係る情報を特定秘密として指定するものと

する。

- 3 前項の規定に基づき特定秘密が指定されたときは、
防衛政策局長が指定の整理番号を付与するものとする。

(指定の有効期間の満了及び延長)

第13条 特定秘密の指定に際し、前条第1項の規定により書面又は電磁的記録の案を作成した特定秘密管理者は、当該指定の有効期間（次項の規定により延長された有効期間を含む。以下同じ。）が満了する時には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 当該特定秘密が指定の要件を満たさないと認める
とき 次のアからエまでに定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録の案を作成し、防衛大臣に報告すること

ア 対象情報

イ 指定の要件を満たさないと認める理由（満了後の取扱いに関するものを含む。）

ウ 指定を受けた年月日（以下「指定年月日」とい

う。)及び指定の整理番号

エ アからウまでに掲げるもののほか必要な事項

(2) 当該特定秘密が指定の要件を満たすと認めるとき

次のアからカまでに定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録の案を作成し、防衛大臣に報告すること

ア 延長後の対象情報

イ 指定の有効期間を延長する理由

ウ 延長後の指定の有効期間（5年を超えないものに限る。）及びその満了する年月日

エ 延長後の指定に係る特定秘密の概要

オ 指定年月日及び指定の整理番号

カ アからオまでに掲げるもののほか必要な事項

2 防衛大臣は、前項第1号に規定する書面又は電磁的記録の案が適切であると認めるときは、当該書面又は電磁的記録の案に係る特定秘密の指定の有効期間を満了させることについて承認するものとする。

3 防衛大臣は、第1項第2号に規定する書面又は電磁

的記録の案が適切であると認めるときは、当該書面又は電磁的記録の案に係る特定秘密の指定の有効期間を延長するものとする。

(指定の解除)

第14条 特定秘密の指定に際し、第12条第1項の規定に基づき書面又は電磁的記録の案を作成した特定秘密管理者は、特定秘密に指定されている情報が指定の要件を欠くに至ったため当該指定を解除する必要があると認めるときは、次に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録の案を作成し、防衛大臣に報告しなければならない。

- (1) 対象情報
- (2) 指定を解除する理由（指定の要件を欠いた時期を含む。）
- (3) 指定年月日及び指定の整理番号
- (4) 前3号に掲げるもののほか必要な事項

2 防衛大臣は、前項に規定する書面又は電磁的記録の案が適切であると認めるときは、当該書面又は電磁的

記録の案に係る特定秘密の指定を解除するものとする。

第2節 特定秘密管理者が講ずる措置

(指定等の記載又は記録)

第15条 特定秘密の指定に際し、第12条第1項の規定に基づき書面又は電磁的記録の案を作成した特定秘密管理者は、防衛大臣による特定秘密の指定に係る状況を整理するための帳簿に必要な事項を記載し、又は記録するものとする。

2 前項に規定する特定秘密管理者は、指定年月日及び第12条第1項各号に掲げる事項を、防衛政策局長に通知するものとし、当該通知を受けた防衛政策局長は、特定秘密指定管理簿（施行令第3条に規定する特定秘密指定管理簿をいう。以下同じ。）に必要な事項を記載し、又は記録するものとする。

3 指定の有効期間の満了若しくは延長又は指定の解除に際し、第13条第1項第1号若しくは第2号又は前条第1項の規定に基づき書面又は電磁的記録の案を作成した特定秘密管理者は、第1項に規定する帳簿に必

要な事項を記載し、又は記録するものとする。

4 前項に規定する特定秘密管理者は、防衛大臣が指定の有効期間の延長又は指定の解除を行った年月日及び第13条第1項各号又は前条各号に掲げる事項を、防衛政策局長に通知するものとし、防衛政策局長は、特定秘密指定管理簿に必要な事項を記載し、又は記録するものとする。

5 第1項に規定する帳簿の様式は別に定めるものとし、特定秘密指定管理簿の様式は別記様式のとおりとする。

(特定秘密の表示又は通知等)

第16条 特定秘密の指定が行われたときは、第12条第1項の規定に基づき書面又は電磁的記録の案を作成した特定秘密管理者は、法第3条第2項第1号及び施行令第4条の規定に基づき、当該特定秘密である情報を記録した特定秘密文書等に特定秘密の表示（電磁的記録にあつては、当該表示の記録を含む。）をするものとする。ただし、特定秘密である情報の性質上特定

秘密の表示（電磁的記録にあっては、当該表示の記録を含む。）が困難であるときは、当該特定秘密に係る特定秘密取扱職員に対し、法第3条第2項第2号及び施行令第5条の規定に基づき、必要な事項を記載した書面の交付（当該書面の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合にあつては、当該電磁的記録の電子情報処理組織（当該交付をすべき者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該交付を受けるべき者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法による提供。以下同じ。）により通知するものとする。

2 指定の有効期間の満了若しくは延長又は指定の解除に際し、第13条第1項第1号若しくは第2号又は第14条第1項の規定に基づき書面又は電磁的記録の案を作成した特定秘密管理者は、指定の有効期間が満了したとき、指定の有効期間が延長されたとき、又は指定が解除されたときは、前項ただし書の規定による通

知を受けた特定秘密取扱職員に対し、施行令第7条第1項第2号、第8条第1号又は第10条第1項第2号の規定に基づき、必要な事項を記載した書面の交付により通知するものとする。

3 第1項ただし書及び前項の規定に基づき通知を行う場合において、当該通知を行う特定秘密管理者が特定秘密の保護に関する業務を管理する機関等以外の機関等に属する特定秘密取扱職員に対して行うときは、当該特定秘密取扱職員が属する機関等の特定秘密管理者を通じて行うものとする。

4 第1項ただし書の規定に基づき通知を行った場合において、当該通知を行った特定秘密管理者又は第1項ただし書の規定による通知を受けた特定秘密管理者が特定秘密の表示（電磁的記録にあっては、当該表示の記録を含む。）の措置を講じたときは、当該通知を行った特定秘密管理者又は当該通知を受けた特定秘密管理者は、防衛政策局長に対し、この旨を通知するものとする。

(指定等の周知)

第17条 特定秘密の指定が行われたときは、第12条第1項の規定に基づき書面又は電磁的記録の案を作成した特定秘密管理者は、指定年月日及び指定の整理番号並びに第12条第1項第3号及び第4号に掲げる事項その他の必要と認める事項を、当該特定秘密に係る特定秘密取扱職員に対し、書面の交付により周知するものとする。

2 前項の規定に基づき、特定秘密の指定に係る周知を受けた特定秘密管理者は、当該特定秘密である情報に係る特定秘密文書等があるときは、前条第1項の例により、当該特定秘密文書等に特定秘密の表示（電磁的記録にあつては、当該表示の記録を含む。）をする。

3 指定の有効期間の満了若しくは延長又は指定の解除に際し、第13条第1項第1号若しくは第2号又は第14条第1項の規定に基づき書面又は電磁的記録の案を作成した特定秘密管理者は、指定の有効期間が満了したとき、指定の有効期間が延長されたとき、又は指

定が解除されたときは、当該特定秘密に係る特定秘密取扱職員に対し、必要な事項を記載した書面の交付により周知するものとする。

4 第1項及び前項の規定に基づき周知する場合において、当該周知を行う特定秘密管理者が特定秘密の保護に関する業務を管理する機関等以外の機関等に属する特定秘密取扱職員に対して行うときは、当該特定秘密取扱職員が属する機関等の特定秘密管理者を通じて行うものとする。

5 第1項又は第3項の周知を受けた特定秘密管理者は、特定秘密の取扱いの業務を管理するための帳簿に必要な事項を記載し、又は記録するものとする。

6 前項に規定する帳簿の様式は、別に定める。

7 法第4条第4項に規定する内閣の承認が得られなかったため、特定秘密の指定の有効期間が満了したときは、第3項の規定に基づき周知する際に、当該特定秘密であった情報を記録した文書、図画又は電磁的記録が含まれる行政文書ファイル等について、法第4条第

6 項の規定に基づき、その保存期間が満了した後、独立行政法人国立公文書館に移管しなければならないことを特定秘密の取扱いの業務を行うこととされていた職員に認識させ、確実に移管するよう徹底を図らなければならない。

(指定の理由の点検等)

第 18 条 特定秘密の指定に際し、第 12 条第 1 項の規定に基づき書面又は電磁的記録の案を作成した特定秘密管理者は、特定秘密の秘匿の必要性をめぐる状況の変化の有無等についての点検を年 1 回以上実施しなければならない。

2 特定秘密管理者は、前項の規定に基づき点検をしたときは、その実施年月日及び当該点検において判明した状況等の変化を記載し、又は記録するとともに、その判明した状況等の変化を踏まえ、指定に係る情報の範囲の見直し及び指定の解除に係る事務を行うなど、適切な措置を講ずるものとする。

3 前項の規定に基づき講ずる措置のほか、特定秘密管

理者は、秘匿の必要性をめぐる状況の変化等が生じた
と認める場合には、前項の規定に準じて適切な措置を
講ずるものとする。

- 4 第2項の規定に基づき記載し、又は記録を行うため
の帳簿の様式は、別に定める。

第4章 特定秘密文書等の作成等

第1節 作成

(作成)

第19条 特定秘密文書等を作成（複製を含む。以下同
じ。）するときは、あらかじめ、特定秘密管理者の承
認を得るものとする。

- 2 特定秘密文書等を作成するときには、特定秘密管理
者又はその指名する者の立会いの下で行わなければな
らない。ただし、真にやむを得ない場合で、特定秘密
管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

- 3 特定秘密である情報を記録する文書、図画又は電磁
的記録を作成したときは、法、施行令及び運用基準並
びに公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第

66号。これに基づく命令を含む。)の規定に従い、
行政文書ファイル管理簿への記載等の措置を適切に講
ずるものとする。

4 特定秘密である情報を記録又は化体する物件を作成
するときは、廃棄の条件を定めるものとする。

(作成の記載等)

第20条 特定秘密管理者は、特定秘密文書等の作成を
承認したときは、特定秘密文書等を管理するための番
号を付した上で、当該番号、廃棄の条件その他の特定
秘密文書等を管理するために必要な事項を特定秘密管
理者が定める帳簿に記載するとともに、当該特定秘密
文書等に表示(電磁的記録にあっては、当該表示の記
録を含む。)するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特定秘密文書等の性質上
同項に規定する表示(電磁的記録にあっては、当該表
示の記録を含む。)をすることが困難であるときは、
特定秘密管理者の定める書面又は電磁的記録により管
理することができる。

3 特定秘密管理者は、特定秘密の指定の有効期間が満了したとき、又は指定が解除されたときは、施行令第7条第1項第1号又は第10条第1項第1号に掲げる措置を講ずるとともに、第1項に規定する帳簿に有効期間が満了し、又は指定が解除された旨を記載するものとする。

第2節 運搬、交付及び伝達

(運搬)

第21条 特定秘密管理者は、特定秘密文書等を他の特定秘密の取扱い場所に運搬する必要がある場合であって、第5条第2項の規定に基づき運搬の業務を行わせることができる職員として指名した保護業務担当者以外の者に運搬させる必要があるときは、当該特定秘密文書等が記録又は化体する特定秘密に係る特定秘密取扱職員のうちから、当該特定秘密文書等を運搬する者を指名し、運搬させるものとする。ただし、当該特定秘密に指定された情報を知られることができないように措置を講じた場合であって、特定秘密管理者の承

認を得たときは、当該特定秘密に係る特定秘密取扱職員以外の者に運搬させることができる。

(運搬時の措置)

第22条 特定秘密文書等を運搬するときは、収納物を外部から見るできないような運搬容器に特定秘密文書等を収納して施錠するほか、特定秘密を保護するために必要な措置を講じなければならない。

2 前条ただし書の規定に基づき特定秘密文書等を運搬させる場合には、当該特定秘密文書等を封筒若しくは包装を二重にして封かんし、又はコンテナその他の容器に収納して、施錠した上で行わせなければならない。この場合において、封筒、包装又はコンテナその他の容器は、収納物を外部から見るできない不透明質のものを用いるものとする。

3 特定秘密管理者は、前項の規定に基づき講ずる措置のほか、運搬に必要な措置を講ずることができる。

(交付)

第23条 特定秘密文書等を交付するとき（本省の職員

に対して交付するときに限る。以下この章において同じ。)は、あらかじめ、特定秘密管理者の承認を得るものとする。

2 前項の規定による承認は、第19条第1項に規定する承認と同時に得ることができる。

3 第1項の規定による承認を得ようとする者は、あらかじめ、交付の相手方が、交付しようとする特定秘密文書等が記録又は化体する特定秘密に係る特定秘密取扱職員であることを確認するものとする。

4 前項の規定による確認を行う際には、特定秘密の概要を用いて確認するなど、特定秘密が漏えいすることのないよう留意して行わなければならない。

5 特定秘密文書等の交付を受けた者は、当該特定秘密文書等における欠落その他の異状の有無を確認するものとする。

6 特定秘密管理者は、特定秘密文書等の交付について、特定秘密管理者が定める帳簿に必要な事項を記載するものとする。

- 7 特定秘密管理者は、第1項に規定する交付の承認の際に、交付しようとする特定秘密文書等を期限（当該特定秘密文書等が文書、図画又は電磁的記録である場合は、その保存期間が満了する日までの日に限る。）までに返却することを条件として付すことができる。
- 8 前項に規定する条件が付された特定秘密文書等の交付を受けた特定秘密取扱職員は、当該条件に応じることが困難となったときは、特定秘密管理者を通じてその理由を交付元の特定秘密管理者に通報した上で、当該特定秘密文書等を返却しないことにつき同意を得るとともに、当該特定秘密文書等が文書、図画又は電磁的記録である場合は、その保存期間満了後の措置及びその措置の実施結果について通報するものとする。

（交付の方法）

第24条 前条の規定による交付は、第11条に規定する電子計算機を用いた特定秘密電磁的記録の電子情報処理組織を使用する方法で行うことができる。ただし、当該方法で行う場合には、所定の暗号を用いるなど

必要な保護措置を講じなければならない。

(伝達)

第25条 特定秘密を伝達するとき（本省の職員に対して伝達するときに限る。以下この章において同じ。）は、あらかじめ、特定秘密管理者の承認を得るものとする。

2 前項の規定による承認を得ようとする者は、あらかじめ、伝達の相手方が、伝達しようとする特定秘密に係る特定秘密取扱職員であることを確認するものとする。

3 前項の規定による確認を行う際には、特定秘密の概要を用いて確認するなど、特定秘密が漏えいすることのないよう留意して行わなければならない。

(伝達の方法)

第26条 前条の規定による伝達は、必要な保護措置を講じた上で、口頭、電話、閲覧その他の方法で行うことができる。

第3節 保管等

(保管等)

第27条 特定秘密管理者は、保有する特定秘密文書等を、この訓令に規定する保護措置を講じた上で、適切な保管容器又は施設設備で保管しなければならない。

2 特定秘密管理者は、特定秘密文書等の取扱いの経過を明確にするため、特定秘密管理者の定める帳簿に、閲覧の履歴その他の取扱いの経過について記載するものとする。ただし、職務の性質上当該特定秘密文書等を恒常的に取り扱うことが明らかな者として特定秘密管理者が認める職員については、当該帳簿への記載を省略することができる。

第4節 廃棄その他の取扱い

(廃棄)

第28条 特定秘密文書等を廃棄するときは、当該特定秘密文書等を保管する特定秘密管理者の承認を得た上で行わなければならない。

2 廃棄しようとする特定秘密文書等が文書、図画又は電磁的記録である場合は、内閣府独立公文書管理監に

よる当該特定秘密文書等が含まれる行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置についての検証・監察において、廃棄と設定した保存期間満了時の措置は妥当との通知を受けるとともに、防衛省行政文書管理規則第25条に規定する手続を行った上で、前項の特定秘密管理者の承認を得て廃棄しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、指定の有効期間が通じて30年を超える特定秘密である情報を記録する文書、図画又は電磁的記録のうち、当該指定の有効期間内に作成したものを廃棄してはならない。

4 特定秘密文書等の廃棄は、焼却、粉碎、細断、溶解、破壊等の復元不可能な方法により確実に行うものとする。

5 特定秘密文書等の廃棄は、当該特定秘密文書等が記録又は化体する特定秘密に係る特定秘密取扱職員が2名以上で行うものとする。

6 特定秘密管理者は、特定秘密文書等が廃棄されたときには、特定秘密管理者が定める帳簿に必要な事項を

記載するものとする

(緊急の事態に際しての廃棄)

第29条 特定秘密文書等を保管し、又は所持する職員は、前条第1項から第3項までの規定にかかわらず、特定秘密文書等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められるときは、焼却、破砕、細断、溶解、破壊等の復元不可能な方法により当該特定秘密文書等を廃棄することができる。

2 前項の規定に基づき廃棄をしようとするときは、あらかじめ、当該特定秘密文書等を管理する特定秘密管理者を通じ、防衛大臣の承認を得なければならない。ただし、その手段がない場合又はそのいとまがない場合は、廃棄後速やかにその旨を当該特定秘密管理者を通じ、防衛大臣に報告するものとする。

3 前項の特定秘密管理者は、第1項の規定に基づき特定秘密文書等を廃棄したときは、当該特定秘密文書等の概要、同項の要件に該当すると認めた理由及び廃棄

に用いた方法を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、防衛大臣に報告するものとする。

4 第1項の規定に基づき廃棄した特定秘密文書等が第23条第7項の規定により返却することを条件として交付を受けたものである場合において、前項の報告を行った特定秘密管理者は、同項に規定する書面又は電磁的記録を添えて、当該条件を付した特定秘密管理者に通知しなければならない。

5 防衛大臣は、第3項の規定に基づき特定秘密管理者から報告を受けた事項を、内閣保全監視委員会及び内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。

6 特定秘密文書等の緊急の事態に際しての廃棄の記載は、前条第6項の規定を準用する。

(保存期間の延長)

第30条 特定秘密管理者は、公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第9条第1項各号に該当する特定秘密である情報を記録する文書、図画又は電磁的記録については、その保存期間が延

長されるよう適切な措置を講ずるものとする。

第5節 検査

(定期検査及び臨時検査)

第31条 特定秘密管理者は、特定秘密の保護の状況について、定期検査を年2回以上実施しなければならない。

2 特定秘密管理者は、前項の規定による定期検査のほか、必要があると認めるときは、特定秘密の保護の状況について臨時検査を行うことができる。

3 前2項の規定による検査は、特定秘密の取扱いの業務を行うこととされた職員の中から、特定秘密管理者が指名した者に行わせることができる。

4 第1項及び第2項の規定による検査は、帳簿の記載又は記録と実際に保管されている特定秘密文書等を突合するほか、この訓令で規定する措置が確実に行われていることの確認を中心に行うものとする。

(引継時の点検)

第32条 特定秘密管理者は、第5条第3項の規定に基

づき保護業務担当者の業務を総括することとされた責任者が人事異動等により交代したときは、確実に事務の引継ぎを行わせ、その状況を点検するものとする。

第5章 他の行政機関への交付等

第1節 他の行政機関への交付等

(他の行政機関への交付又は伝達)

第33条 特定秘密管理者は、法第6条第1項の規定に基づき、他の行政機関に特定秘密である情報を利用させる必要があると認め、特定秘密文書等を交付し、又は特定秘密を伝達するときは、あらかじめ防衛大臣の承認を得なければならない。

2 前項の規定による承認は、法第6条第2項に規定する協議をした後でなければ行わない。

3 他の行政機関に対して特定秘密文書等を交付し、又は特定秘密を伝達する場合において、交付する特定秘密文書等が記録若しくは化体する特定秘密又は伝達する特定秘密を、当該他の行政機関以外の行政機関の長が指定しているとき（当該記録若しくは化体する特定

秘密又は伝達する特定秘密が、防衛大臣が指定し、当該行政機関に利用させているものである場合を除く。

) は、あらかじめ、当該行政機関の長の同意を得なければならない。

4 他の行政機関に対して特定秘密文書等を交付し、又は特定秘密を伝達する場合において、交付又は伝達の相手方は、法第6条第2項に規定する協議に基づいて他の行政機関において、交付する特定秘密文書等が記録若しくは化体する特定秘密又は伝達する特定秘密の取扱いの業務を行うこととされた者でなければならない。

5 他の行政機関に対して特定秘密文書等を交付し、又は特定秘密を伝達する場合においては、必要に応じ、第17条の規定の例により特定秘密の指定等に係る周知を特定秘密管理者が行うほか、交付する特定秘密文書等が記録若しくは化体する特定秘密又は伝達する特定秘密の指定の有効期間が満了したとき、指定の有効期間が延長されたとき、又は指定が解除されたときの

通知は、当該特定秘密文書等を交付し、又は当該特定秘密を伝達した特定秘密管理者が行うものとする。

6 第1項の規定に基づき防衛大臣が承認した後に、他の行政機関に対して特定秘密文書等を交付し、又は特定秘密を伝達する手続については、第21条から第26条までの規定を準用する。

7 特定秘密文書等を他の行政機関に対して交付した特定秘密管理者は、当該特定秘密文書等の保存期間が満了する前に当該特定秘密文書等を回収するよう努めるものとする。

(他の行政機関から交付された特定秘密文書等又は伝達された特定秘密の取扱い)

第34条 特定秘密管理者は、法第6条第1項の規定に基づき、他の行政機関から特定秘密文書等の交付又は特定秘密の伝達を受けようとするときは、同条第2項に規定する協議が行われた後でなければならない。

2 他の行政機関から交付された特定秘密文書等又は伝達された特定秘密については、この訓令の規定に従っ

て取り扱うものとする。ただし、法第6条第2項に規定する協議において、特段の定めをした場合は、これに従って取り扱わなければならない。

第2節 適合事業者への交付等

(適合事業者への交付又は伝達)

第35条 物件の製造又は役務の提供を業とする者（以下「事業者」という。）に特定秘密である情報を利用させる特段の必要がある場合であって、当該事業者が適合事業者であると認められたときは、当該適合事業者との契約に基づき、特定秘密文書等を交付し、又は特定秘密を伝達することができる。

2 特定秘密管理者は、前項に規定する契約を締結しようとするときは、あらかじめ防衛大臣の承認を得なければならない。

3 前項の規定による承認を得た特定秘密管理者は、当該承認に係る適合事業者との契約を行う契約担当官等にその旨を通知するものとする。

4 適合事業者に対して特定秘密文書等を交付し、又は

特定秘密を伝達する場合において、交付する特定秘密文書等が記録若しくは化体する特定秘密又は伝達する特定秘密を、他の行政機関の長が指定しているとき（当該記録若しくは化体する特定秘密又は伝達する特定秘密が、防衛大臣が指定し、他の行政機関に利用させているものである場合を除く。）は、あらかじめ、当該他の行政機関の長の同意を得なければならない。

5 適合事業者に対して特定秘密文書等を交付し、又は特定秘密を伝達する場合において、交付又は伝達の相手方は、法第11条の規定に基づき特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされている者であって、第37条第1項に規定する特約条項に基づき、当該適合事業者において、交付する特定秘密文書等が記録若しくは化体する特定秘密又は伝達する特定秘密の取扱いの業務を行うこととされた者でなければならない。

6 適合事業者に対して特定秘密文書等を交付し、又は特定秘密を伝達する場合においては、必要に応じ、第

17条の規定の例により特定秘密の指定等に係る周知を特定秘密管理者が行うほか、交付する特定秘密文書等が記録若しくは化体する特定秘密又は伝達する特定秘密の指定の有効期間が満了したとき、指定の有効期間が延長されたとき、又は指定が解除されたときの通知は、当該適合事業者との契約に基づき特定秘密文書等を交付し、又は特定秘密を伝達した特定秘密管理者が行うものとする。

7 適合事業者に対し、特定秘密文書等を交付し、又は特定秘密を伝達する手続については、第21条から第26条までの規定を準用する。

(審査)

第36条 事業者から法第5条第4項に規定する基準に適合しているか否かの審査（以下単に「審査」という。）の申込みがあったときは、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長若しくは航空幕僚長（以下この条及び第48条において「幕僚長」という。）又は情報本部長は、別に定める審査基準に従い当該審査を行うものと

する。

- 2 審査は、事業者から施行令第13条に規定する規程を記載した書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）の提出を得て行うものとする。
- 3 幕僚長又は情報本部長は、審査を行うために必要な事業者からの審査の申込み、提出される書面の受取その他の手続の処理要領及び第1項に規定する審査基準に従って審査を実施するための要領を定め、防衛大臣に報告するものとする。
- 4 幕僚長又は情報本部長は、審査の結果を防衛大臣に報告するとともに、書面を提出した事業者に対し、当該審査の結果を通知するものとする。
- 5 防衛大臣は、前各項の規定にかかわらず、幕僚長又は情報本部長に審査を行わせることができないときは、幕僚長又は情報本部長以外の特定秘密管理者を指名して、当該審査を行わせるものとする。この場合において、第1項中「統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚

長若しくは航空幕僚長（以下この条及び第48条において「幕僚長」という。）」とあり、並びに第3項及び前項中「幕僚長又は情報本部長」とあるのは、「防衛大臣が指名する特定秘密管理者」と読み替えるものとする。

（適合事業者との契約）

第37条 契約担当官等は、適合事業者との間で、特定秘密文書等の交付又は特定秘密の伝達に係る契約を締結するときは、特定秘密の保護措置として特約条項を当該契約に付すものとする。

2 前項に規定する特約条項は、別に定めるものを基準とする。

3 契約担当官等は、適合事業者との間で、第1項に規定する契約を締結したときは、第35条第2項に規定する承認を得た特定秘密管理者にその旨を通報するものとする。

4 適合事業者に交付した特定秘密文書等は、契約の完了時に当該特定秘密文書等を交付した特定秘密管理者

が回収することを原則とする。

- 5 契約担当官等は、適合事業者との契約において、当該適合事業者から下請負者の使用の申請があった場合であって、当該下請負者に特定秘密文書等を交付し、又は特定秘密を伝達する必要があると認めるときは、当該下請負者との間で、第35条及び前条の規定に基づく手続が行われた場合に限り、これを許可することができる。ただし、本省と当該下請負者の間で第1項に規定する特約条項を付した契約を締結した後でなければ、当該下請負者に対して特定秘密文書等を交付し、又は特定秘密を伝達してはならない。

第3節 外国政府等への交付等

(外国政府等への交付又は伝達)

- 第38条 特定秘密管理者は、法第9条の規定に基づき、外国政府等に対して特定秘密文書等を交付し、又は特定秘密を伝達するときは、あらかじめ防衛大臣の承認を得なければならない。

- 2 外国政府等に対して特定秘密文書等を交付し、又は

特定秘密を伝達するときは、あらかじめ、当該外国政府等が、法第5条第1項、法第11条その他の規定に基づき行政機関が講ずることとされる保護措置に相当する措置を講ずることを確認しなければならない。

3 外国政府等に対して特定秘密文書等を交付し、又は特定秘密を伝達する場合において、交付する特定秘密文書等が記録若しくは化体する特定秘密又は伝達する特定秘密を、他の行政機関の長が指定しているとき（当該記録若しくは化体する特定秘密又は伝達する特定秘密が、防衛大臣が指定し、他の行政機関に利用させているものである場合を除く。）は、あらかじめ、当該他の行政機関の長の同意を得なければならない。

4 外国政府等に対して特定秘密文書等を交付し、又は特定秘密を伝達する場合においては、必要に応じ、第17条の規定の例により特定秘密の指定に係る周知を特定秘密管理者が行うほか、交付する特定秘密文書等が記録若しくは化体する特定秘密又は伝達する特定秘密の指定の有効期間が満了したとき、指定の有効期間

が延長されたとき、又は指定が解除されたときの通知は、当該特定秘密文書等を交付し、又は当該特定秘密を伝達した特定秘密管理者が行うものとする。

- 5 第1項の規定に基づき防衛大臣が承認した後に、外国政府等に対して特定秘密文書等を交付し、又は特定秘密を伝達する手続については、第21条から第26条までの規定を準用する。

第4節 その他公益上の必要による交付等

(その他公益上の必要による交付又は伝達)

第39条 特定秘密管理者は、法第10条の規定に基づき、同条第1項各号に掲げる場合に特定秘密文書等を交付し、又は特定秘密を伝達するときは、あらかじめ防衛大臣の承認を得なければならない。ただし、同項第1号に掲げる場合にあっては、防衛大臣は、関係法令の規定するところにより、必要な措置が講じられ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたときに限り、当該承認を行うものとする。

2 法第10条第1項各号に掲げる者に対して特定秘密文書等を交付し、又は特定秘密を伝達する場合には、必要に応じ、第17条の規定の例により特定秘密の指定等に係る周知を特定秘密管理者が行うほか、交付する特定秘密文書等が記録若しくは化体する特定秘密又は伝達する特定秘密の指定の有効期間が満了したとき、指定の有効期間が延長されたとき、又は指定が解除されたときの通知は、当該特定秘密文書等を交付し、又は当該特定秘密を伝達した特定秘密管理者が行うものとする。

3 第1項の規定に基づき防衛大臣が承認した後に、法第10条第1項各号に掲げる者に対して特定秘密文書等を交付し、又は特定秘密を伝達する手続については、第21条から第26条までの規定を準用する。

第6章 雑則

(紛失その他の事故等が生じた場合の措置)

第40条 特定秘密文書等の紛失若しくは破壊又は特定秘密の漏えい（以下「紛失その他の事故」という。）

が発生し、又は発生したおそれがあるときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、速やかに、当該各号に定める措置を講ずるものとする。

(1) 紛失その他の事故が発生し、又は発生したおそれがある特定秘密に係る特定秘密取扱職員 紛失その他の事故の被害の拡大を防ぐための状況に応じた保護措置の実施及び特定秘密管理者への報告

(2) 本省の職員（前号に規定する特定秘密取扱職員を除く。） 紛失その他の事故が発生し、又は発生したおそれがある特定秘密に係る特定秘密取扱職員又は特定秘密管理者への報告

(3) 前2号に掲げる職員から、それぞれ当該各号に定める報告を受けた特定秘密管理者 紛失その他の事故に関する防衛大臣への報告

2 特定秘密管理者は、前項第3号に定める防衛大臣への報告をした後、速やかに紛失その他の事故に係る事実の調査を行い、かつ、特定秘密を保護する上で必要な措置を講じ、当該調査の結果その他必要な事項を防

衛大臣に報告しなければならない。

第40条の2 特定秘密電磁的記録の取扱いが認められていない電子計算機での特定秘密電磁的記録の取扱い、特定秘密管理者の承認を得ない特定秘密文書等の作成若しくは廃棄、特定秘密文書等の適切な保管容器以外での保管又は装備品の誤操作による特定秘密文書等の消失等紛失その他の事故に至らない特定秘密文書等の不適切な取扱い（以下「不適切な取扱い」という。）が発生し、又は発生したおそれがあるときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、速やかに、当該各号に定める措置を講ずるものとする。

- (1) 不適切な取扱いが発生し、又は発生したおそれがある特定秘密に係る特定秘密取扱職員 紛失その他の事故の発生を防ぐための状況に応じた保護措置の実施及び特定秘密管理者への報告
- (2) 本省の職員（前号に規定する特定秘密取扱職員を除く。） 不適切な取扱いが発生し、又は発生したおそれがある特定秘密に係る特定秘密取扱職員又は

特定秘密管理者への報告

(3) 前2号に掲げる職員から、それぞれ当該各号に定める報告を受けた特定秘密管理者 不適切な取扱いに関する防衛政策局長への報告

2 特定秘密管理者は、前項第3号に定める防衛政策局長への報告をした後、速やかに不適切な取扱いに係る事実の調査を行い、かつ、特定秘密を保護する上で必要な措置を講じ、当該調査の結果その他必要な事項を防衛政策局長に報告しなければならない。

3 防衛政策局長は、第1項第3号又は前項の報告を受けた場合は、重要と認められる事項について、防衛大臣に報告するものとする。

(内閣保全監視委員会からの求めへの対応)

第41条 防衛大臣は、運用基準V第2項及び第5項の規定に基づき内閣保全監視委員会が行う資料の提出若しくは説明又は是正の求めに対して、適切に対応しなければならない。

2 前項の内閣保全監視委員会からの求めへの対応に係

る事務を行う者は、防衛政策局長とする。

- 3 特定秘密管理者は、前項の規定に基づき防衛政策局長が行う事務について、必要な協力をしなければならない。

(内閣府独立公文書管理監による求めへの対応等)

第42条 防衛大臣は、運用基準V第3項及び第4項の規定に基づき内閣府独立公文書管理監が行う資料の提出若しくは説明の求め、実地調査又は是正の求めに対して、適切に対応しなければならない。

- 2 防衛大臣は、運用基準V第3項第2号ア(ア)から(ウ)までの規定に基づき、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 第15条第2項及び第4項の規定に基づき特定秘密指定管理簿に必要な記録をしたときの内閣府独立公文書管理監に対する当該特定秘密指定管理簿の写しの提出

- (2) 毎年1回行う内閣府独立公文書管理監に対する特定行政文書ファイル等に関する次の事項の報告

ア 名称

イ 保存場所

ウ 保存期間

エ 保存期間が満了したときの措置

(3) 本省における特定秘密の取扱いにおいて、法、施行令又は運用基準に従って取り扱われていないと認められる事由が生じたときの内閣府独立公文書管理監への報告

3 第1項及び前項各号の規定に基づく措置に係る事務を行う者は、防衛政策局長とする。

4 第2項各号の規定に基づく措置の実施に必要な事項は、防衛政策局長が定める。

5 第1項の規定に基づく特定秘密である情報を含む資料の提出又は説明は、第39条第1項に規定する承認の後でなければ行ってはならない。

(特定秘密の指定等の適正に関する通報)

第43条 本省における運用基準V第4項第1号に規定する通報を受け付け、対応するための窓口（以下「通

報窓口」という。)は、大臣官房文書課とする。

- 2 通報窓口は、通報した者に対し、その通報の内容に特定秘密である情報が含まれないよう注意を促すなど、通報した者が特定秘密を漏えいすることがないように万全を期さなければならない。
- 3 通報窓口へ通報を行う者は、特定秘密に関する情報を提供する際には、内容を要約して通報するなど、特定秘密を漏えいしないようにしなければならない。
- 4 本省における通報の受付その他の対応については、防衛省本省における公益通報の対応及び公益通報者の保護に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第49号）第2章から第4章までの規定に準じて行うものとする。
- 5 運用基準V第4項第2号の規定に基づく通知その他の通報者との間で行う事務及び同号の規定に基づく報告その他の内閣府独立公文書管理監との間で行う事務は、通報窓口において行うものとする。

（報告）

第44条 特定秘密管理者は、防衛大臣が運用基準V第

5 項第 1 号の規定に基づき内閣保全監視委員会及び内閣府独立公文書管理監に対し報告するために必要な事項について、防衛大臣に報告するものとする。

2 防衛大臣は、前項の規定に基づき報告された事項を取りまとめ、内閣保全監視委員会及び内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。

3 前 2 項の規定を実施するために必要な事項は、防衛政策局長が定める。

(本省の職員の義務)

第 4 5 条 本省の職員は、特定秘密に指定すべきと考えられる情報を知ったときは、当該職員が属する機関等の特定秘密管理者に通報するものとし、当該通報を受けた特定秘密管理者は、必要に応じ、第 1 2 条の規定に基づき、必要な措置を講ずるものとする。この場合において、必要な措置が講じられるまでの間の当該情報の取扱いについては、この訓令で定める保護措置に相当する措置を講ずるよう努めるものとする。

(協力)

第46条 特定秘密管理者は、特定秘密の保護に関し、相互に協力するものとする。

(情報保護協定その他の取決めとの関係)

第47条 外国政府等との情報保護協定その他の取決めにより、その取扱いについての定めがされているときは、法、施行令、運用基準等に加え、当該情報保護協定その他の取決めに定められた取扱いを行うものとする。

(委任規定)

第48条 この訓令を実施するために必要な事項は、第8条第6項の規定に基づき防衛政策局長が定める要領、第36条第3項の規定に基づき幕僚長又は情報本部長が定める要領(同条第5項に規定する場合にあっては、防衛大臣に指名された特定秘密管理者が定める要領)並びに第42条第4項及び第44条第3項の規定に基づき防衛政策局長が定める事項を除き、特定秘密管理者が定める。

(施行等のための措置)

第 4 9 条 特定秘密管理者（官房長及び局長に限る。）

は、法及び施行令の施行及び運用基準の実施に当たり、防衛大臣が定めるところにより、必要な措置を講ずることができる。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この訓令は、平成 2 6 年 1 2 月 1 0 日から施行する。

（防衛秘密の保護に関する訓令の廃止）

第 2 条 防衛秘密の保護に関する訓令（平成 1 9 年防衛省訓令第 3 7 号）は、廃止する。

（防衛秘密の保護に関する訓令の廃止に伴う経過措置）

第 3 条 この訓令の施行の日の前に防衛秘密の保護に関する訓令第 2 9 条の規定に基づき外国政府等及び公益上の必要がある者に対して交付した防衛秘密に係る文書、図画若しくは物件又は伝達した防衛秘密は、この訓令の施行の日において防衛大臣が外国政府等及び公

益上の必要がある者に対して提供した特定秘密である
情報に係る特定秘密文書等又は当該特定秘密とみなす。

附 則（平成 27 年防衛省訓令第 39 号）（抄）

この訓令は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年防衛省訓令第 2 号）

この訓令は、平成 30 年 1 月 31 日から施行する。

附 則（平成 30 年防衛省訓令第 27 号）

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年防衛省訓令第 28 号）

この訓令は、令和元年 12 月 11 日から施行する。

附 則（令和 2 年防衛省訓令第 27 号）

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年防衛省訓令第 35 号）

この訓令は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年防衛省訓令第 24 号）

この訓令は、令和 4 年 3 月 18 日から施行する。ただ
し、この訓令による改正後の特定秘密の保護に関する訓
令第 3 条第 2 項の規定は、令和 4 年 3 月 17 日から適用

する。

附 則（令和 4 年防衛省訓令第 4 0 号）

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年防衛省訓令第 6 2 号）

この訓令は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年防衛省訓令第 1 1 7 号）

この訓令は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

